

令和2年5月

第1回臨時会会議録

亀山市議会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【5月7日】

1 岡本公秀（新和会） 7～12ページ

議案第27号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業について
- 2 第10款 教育費、第8項 教育研究費、第1目 教育研究費、教育研究事業について

2 福沢美由紀（日本共産党） 13～19ページ

議案第27号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業について
- 3 歳入 第20款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、前年度繰越金について
- 4 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、商工業振興事業について
- 5 第10款 教育費、第8項 教育研究費、第1目 教育研究費、オンライン学習支援事業について

3 今岡翔平（スクラム） 19～26ページ

議案第27号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、民間保育所補助費及び放課後児童クラブ運営費について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、一般管理費について
- 3 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、一般管理費について
- 4 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費について
- 5 第10款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費、一般管理費について

議案第28号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

- 1 収益的支出 第1款 病院事業費用、第1項 医業費用、第2目 材料費、診療材料費について
- 2 資本的支出 第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第2目 固定資産購入費、器械備品費について

4 森 英之（結） 26～31ページ

議案第27号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業について
- 2 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、一般事業について
- 3 第10款 教育費、第8項 教育研究費、第1目 教育研究費、教育研究事業について

5 豊田恵理 32～37ページ

議案第27号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、住居確保給付金支給事業及び特別定額給付金給付事業について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費について
- 3 第10款 教育費、第8項 教育研究費、第1目 教育研究費 教育研究事業について

6 櫻井清蔵（勇政） 37～42ページ

議案第27号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、民間保育所補助費及び放課後児童クラブ運営費について
- 3 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、一般管理費及び施設管理費について
- 4 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、一般管理費について
- 5 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費について
- 6 第10款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費、一般管理費及び施設管理費について
- 7 第10款 教育費、第8項 教育研究費、第1目 教育研究費、オンライン学習支援事業について

令和 2 年 5 月 7 日

亀山市議会臨時会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和2年5月7日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 議案第27号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
第 5 議案第28号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
第 6 議案第29号 専決処分した事件の承認について
第 7 議案第30号 専決処分した事件の承認について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君

消 防 部 長	豊 田 邦 敏 君	消 防 署 長	原 博 幸 君
地 域 医 療 統 括 官	上 田 寿 男 君	地 域 医 療 部 長	草 川 吉 次 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 部 長	亀 山 隆 君
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	桜 井 伸 仁 君	監 査 委 員	渡 部 満 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	木 崎 保 光 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	松 村 大 君

●事務局職員

事 務 局 長	井 分 信 次	議 事 調 査 課 長	渡 邊 靖 文
書 記	水 越 いづみ	書 記	西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（小坂直親君）

それでは、ただいまから令和2年第1回亀山市議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

2番 中 島 雅 代 議員

11番 鈴 木 達 夫 議員

のご両名を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

会期は本日1日間と決定しました。

次に、日程第3、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますのでご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第4、議案第27号から日程第7、議案第30号までの4件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第27号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ51億7,798万円を追加し、補正後の予算総額を269億6,798万円といたしております。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ（第1弾）として、感染拡大の防止と市民生活の基盤を守り、また学校の臨時休業の延長に伴う家庭での学習機会を緊急支援するため、「子どもと生活の支援」「地域経済の支援」「感染拡大の防止と医療体制の充実」を3本柱に、その費用を計上いたしております。

最初に、この3本柱に沿って、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

まず「子どもと生活の支援」では、民生費に住居確保給付金、特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金を計上するほか、教育費に通信教育による家庭学習の支援やオンライン学習のための就学援助家庭への支援に係る経費を計上いたしております。

次に、「地域経済の支援」では、商工費に中小企業等に対し経営向上を支援する補助金や小規模事業者への利子補給金の増額を計上するとともに、亀山エール飯チャレンジ事業における支援金を計上いたしております。

次に、「感染拡大の防止と医療体制の充実」では、民生費に保育所や認定子ども園等に配備する衛生用品の購入費等を、衛生費に病院事業会計の補正財源として一般会計繰出金を、教育費に小・中学校・幼稚園に配備する衛生用品の購入費等を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金では特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金に係る補助金などを計上し、繰越金では今回の予算補正に係る財源として前年度繰越金を計上いたしております。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ（第1弾）として、国の特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金のほか、市独自の新たな施策による市民等への支援に係る経費を計上いたしております。

次に、議案第28号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入及び支出にそれぞれ350万円を追加し、補正後の予定額を19億240万円といたしております。

また、資本的収入及び支出にそれぞれ430万円を追加し、補正後の予定額を1億1,444万円といたしております。

主な補正内容は、収益的収入において一般会計補助金を増額するとともに、収益的支出において診療材料費等を増額いたしております。

また、資本的収入において一般会計出資金及び一般会計補助金を増額するとともに、資本的支出において器械備品費を増額いたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計補正予算及び病院事業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に、議案第29号専決処分した事件の承認についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を令和2年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を改定いたしました。

2つ目といたしまして、消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者または応急措置従事者に係る補償基礎額の最低額を「8,800円」から「8,900円」に改定いたしました。

3つ目といたしまして、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めることといたしました。

なお、施行日は令和2年4月1日といたしました。

次に、議案第30号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の一部改正を令和2年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について改正したものでございます。

まず1つ目といたしまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を28万5,000円に引き上げることといたしました。

2つ目といたしまして、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を52万円に引き上げることといたしました。

なお、施行日は令和2年4月1日とし、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することといたしました。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和2年度一般会計補正予算及び令和2年度病院事業会計補正予算について、補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、議案第27号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）及び議案第28号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について、関連をいたしますので併せて補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、市長が先ほど提案理由説明で申し上げましたように、長期化が想定される新

型コロナウイルス感染症について、国・県の緊急対策を踏まえ、市独自の新たな施策を含め、その総合対策の緊急政策パッケージ（第1弾）として提案させていただきました。

その内容は、まず第1に「子どもと生活の支援」を、第2に「地域経済の支援」を、第3に「感染拡大の防止と医療体制の充実」ということで、この3本の柱を総合的に展開し、感染症の影響を受ける市民や事業者を全力で支援しようとするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながら、3本の柱ごとに順次説明をさせていただきます。

まず、第1の柱「子どもと生活の支援」でございしますが、9ページをご覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費上段の住居確保給付金支給事業100万2,000円につきましては、休業等に伴う収入減により住居を失うおそれが生じている方への支援を行うもので、生活困窮者自立支援法施行規則の改正により対象者等が拡大したことから増額いたしました。

その下、特別定額給付金給付事業50億900万円につきましては、国の緊急経済対策として実施される1人当たり10万円の給付に係る交付金及び事務費を計上いたしました。

次に、11ページをご覧ください。

上から3つ目、第2項児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業7,761万円につきましては、国の緊急経済対策として実施される児童手当における対象児童1人当たり1万円の上乗せ分であり、給付に係る交付金及び事務費を計上いたしました。

次に、15ページをご覧ください。

下段の第10款教育費、第8項教育研究費の一般事業950万円につきましては、小・中学校の臨時休業への対応として、学力の低下や学習の遅れ等が懸念される中、児童・生徒が学校とつながりを保ち、意欲的に学習に取り組めるよう、学校から家庭へ定期的に学習教材を配付するとともに、これらの教材を回収し、先生が評価・フォローを行う通信教育を行うための経費を計上いたしました。

その下、オンライン学習支援事業1,870万円につきましては、家庭学習支援として就学援助家庭等がオンライン学習を行うことができるようインターネット環境整備に係る給付金、最大7万円、端末購入分5万円、通信費分2万円でございますが、それを支給するため交付金を計上いたしました。

次に、2つ目の柱「地域経済の支援」でございしますが、13ページをご覧ください。

上段の第7款商工費、第1項商工費、一般事業750万円のうち、経営向上支援対策事業補助金450万円につきましては、景気が悪化し、経営に支障を来している中小企業・小規模事業者が今回の難局を乗り切るため、販路開拓や生産性向上などを目指す取組に対し交付する補助金を計上いたしました。

次の経営改善資金利子補給金300万円につきましては、事業者の資金繰りを支援するため、小規模事業者経営改善資金、いわゆるマル経融資について、5年間に限り対象を設備資金だけでなく運転資金まで拡大するとともに、利子の全額を補助するため増額いたしました。

次の消費喚起対策事業1,800万円につきましては、亀山エール飯チャレンジ事業として、特に大きな打撃を受けている市内飲食店が経営を持続するためにお得なテイクアウト商品を考案し販売する取組を支援するため、1店舗一律25万円の支援金等を計上いたしました。

次に、第3の柱「感染拡大の防止と医療体制の充実」でございますが、11ページをご覧ください。

一番下、第4款衛生費、第1項保健衛生費、病院事業780万円につきましては、病院事業会計の補正財源として、繰出金を増額いたしました。

その病院事業会計補正の内容でございますが、21ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、下段の病院事業費用350万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、フェースシールド等の診療材料費及び応急診療用仮設テント設置委託料などの経費を計上いたしました。

その財源としまして、上段の病院事業収益に一般会計補助金を同額計上いたしました。

次に、22ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、下段の資本的支出430万円につきましては、人工呼吸器等の器械備品を購入するため建設改良費の経費を計上いたしました。

その財源としまして、上段の資本的収入に一般会計出資金200万円、一般会計補助金230万円を計上いたしましたところでございます。

一般会計に戻りまして、第3の柱の2つ目といたしまして、小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園等へ支給する備品、消耗品、例えば、室内の換気を行うための網戸であったり、空気清浄機であったり、マスク、消毒液、非接触型体温計などがございますが、その購入費用を8項目の事業に計上いたしております。それを順次申し上げます。

まず、11ページをお開きください。

一番上、民間保育所補助費として184万6,000円、その下、放課後児童クラブ運営費として837万円、1つ飛んでいただきまして保育所費の一般管理費として491万2,000円、その下、同じく保育所費の施設管理費として220万円。

1ページめくっていただきまして、13ページをご覧ください。

中段の小学校費の一般管理費として630万円、下段の中学校費の一般管理費として170万円。

もう一枚めくっていただきまして、15ページをご覧ください。

上段の幼稚園費の一般管理費として200万円、同じく幼稚園費の施設管理費として154万円の先ほど申し上げた8項目、合計2,886万8,000円を計上いたしております。

以上が3本の柱の内容でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、7ページをご覧いただきたいと思っております。

上段の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、生活困窮者自立支援費負担金75万1,000円につきましては、住居確保給付金支給事業の財源として、補助率4分の3の負担金を計上いたしました。

次の第2項国庫補助金、特別定額給付金事業費補助金49億6,340万円、次の特別定額給付金事務費補助金4,560万円、次の子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金7,238万円、さらにその次の子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金523万円につきましては、それぞれ給付金の交付に係る財源として、補助率10分の10の補助金を計上いたしましたところでございます。

次の第20款繰越金の前年度繰越金9,061万9,000円につきましては、今回の補正予算の

財源として計上させていただきました。

以上で、一般会計及び病院事業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第27号から議案第30号までの4件に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑に当たっては議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、くれぐれも一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

新和会の岡本公秀です。

それでは、通告に従い議案質疑を行わせていただきます。

まず、議案第27号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

まず、初めに第3款民生費の第1項社会福祉費、そのうち特別定額給付金の給付事業、市民1人当たり10万円を支給するというところでございますが、これに関して質疑を行います。

まず特別定額給付金、国民1人当たり10万円を支給するに当たりまして、該当者を決定するための基準日に関して、どうなっているのかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

おはようございます。

特別定額給付金につきましては、4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受け、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものであり、郵送、もしくはオンラインによる2種類の申請方法により、お一人につき10万円をその世帯の世帯主の銀行等の口座に振り込むものでございます。

ご質問の基準日につきましては令和2年4月27日で、基準日において亀山市の住民基本台帳に記録されている方が給付対象者となります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

市民は結婚とか誕生とか引っ越し、お亡くなりになる、そういったことでいろいろと絶えず流動するものでございますが、今回のこの10万円の給付金をもらったとかもらわないとか、そういつ

たことで後々問題になるような事態は避けなければならないと。

それで、亀山市からの各個人といたしますか、世帯宛での支給通知というのが送られると思うんですが、その通知書の中には世帯の家族全員の名前が記載されていると、そうなおるわけですが、それを受け取って中を確認したところ、例えば全員の名前が記載されていないとか、そういうふうなトラブルがあった場合はどうするんだということを市民の方に一応説明をする必要があるわけですね。そういった市民への、何もなければいいんですけども、そういった周知方法というのは大丈夫かと。

何せ基準日が決まっている以上は、その基準日の前後、直前、直後、そういった異動に関しては何かとミスが起きやすいと思うんですが、そういうふうなミスがあった場合の対処方法ということをも市民の方に周知するという点に関しては大丈夫ですか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

まず、この制度の周知につきましては、広報「かめやま」、ホームページ等を通じまして親切・丁寧に周知をさせていただきたいと考えております。

また、市から送付いたします申請書につきましては、基本的に住民記録情報を基に作成し、間違いのないよう確認した上で送付する予定でございます。万が一、基準日を前後して出生や死亡、または転出等の反映が間に合わず申請書が郵送される場合がございますら、朱書きで訂正いただきますよう申請書にただし書をさせていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに、どこでも思いがけないミスというのがあるもので、この前も名古屋市において、コロナの患者さんの個人名までみんな出してしまったとか、こんなことがあるのというようなミスもやっぱりあるんですね、人間世界では。だから、そういうことが、普通はなかなか起きないようなミスでもやっぱりあり得るということを考えて、市の当局のほうにもそういったことに関しては対応を、事後きちっと対応をしていただくようお願いしたいと。そして、中に同封する説明書にも、そういったことを念頭に置いて、分かりやすく説明書というものを記入していただきたいと思えます。

それから、家庭といってもいろんな家庭が亀山市にもあるわけで、いろんな事情によって家族が別れて住むことを余儀なくされている、そういった世帯というのも当然一定数あるわけでございますけれども、そういうことを念頭に置いて、そういった世帯へ配慮した給付というものもやはりやっていただかなければならない。十把一からげでやるというのでは、やっぱりよくないと思うんですね。そういうことをやっていただけるか、またニュースでもやっていましたけれども、職員の方が現金を持ってあちこちをお渡ししているのが映像で映っていましたが、今回は亀山市においては銀行振込というのが基準のようですが、人によっては現金を頂戴と言う人もおるか分かんんですけど、そういうことはあり得るのか、そこも教えていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

世帯員の方が別々にお住まいになっている特別な事情ということで、一例を挙げさせていただきますと、DVなどによりまして世帯員が別々に住んでいる場合がございますが、配偶者や他の親族からの暴力を理由に避難されており一定の手続を行った方は、住民票の有無に関わらず、世帯主でなくても、同伴者の分を含めて、現在避難されている先の市区町村で給付金を受け取ることができる制度になっておるところでございます。

また、現金での給付はということでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、口座がないなど特別な事情がある場合を除き、ご指定いただく銀行等口座への振込による給付とさせていただきますところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、家族でありながら別れて住んでいる、そういう場合はDV、家庭内暴力においてきちっと手続を取った方はそれに対応して、配慮して10万円を支給できるけど、単なる家族のいざこざ、その他で別れて住んで、後からいろいろと苦情が来たりする場合も考えられないこともないんですけども、そういう場合はもう対応のしようがないと、そういうことですか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員おっしゃいますとおり一定の、例えばDVでありますとか、そういう形で施設に収容されておみえになります方とかいう方につきましては、そういう手続を頂きますとご本人様等に支給させていただくことができることになっておりますが、今おっしゃいましたように何らかの、そういう事情でなくご世帯が別居されているとかいうようなことにつきましては、その世帯の世帯主の方にお振込させていただくということになります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうすると、世帯主の口座に振り込むということで、世帯主以外の構成員、例えば奥さんの口座へ入れるとか、そういったことは基本的には認められないと。世帯主の口座だけと、そういうふうに判断していいわけですか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の給付金につきましては、世帯主ご本人の口座をご指定いただき、その口座にお振込をさせていただくという制度でございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは、基本は世帯主の口座へ振り込むと、そういうことですね。

それから、近いうちに本10万円のことにに関して各世帯に大量の封書が送られるわけですね。そういったかなりの量になるわけですけど、そういった通知を送ると大体一定のパーセントで宛先不明とか、受取人不明とかいう名前で返ってくることもあろうかと思うんですけども、そういうふうな郵便局から通知が返ってきた場合はどのように対処されますか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

申請書が宛てどころ不明などで返送されてきた場合につきましてですが、住民基本台帳の住所地と居住地が異なる場合や、郵便局の配達上で宛てどころがないと判断され、郵送した申請書類が返送されることが考えられるところでございます。こういった場合に、給付対象者が自ら申請書を入手できるよう市広報、ケーブルテレビ、チラシ物により申請書が届かない場合の対応について、あらかじめ情報発信と周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに郵便局の方が郵便を配るにしても、ちょっとしたささいな不備が原因で宛てどころ不明で、ええっ、この人、昔からここに住んでおるのに何でやろうと思うことが私らもないことはないんですよ。だから、そういうときには封書が返ってきたからいないんだとか、もうぼいっと放っておくんじゃなくて、やはりどうもうちは一向に封書が届かないけど、どうしてと不審に思ってきた人に対しては、やはりそうして手渡していただくとか、そういうことが可能ということですか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

市から郵送いたします申請書類等がお手元に届かないというご相談がございましたら、個別に対応させていただきまして、ご本人確認などをさせていただいた上で申請書をお渡しするとかいうことで、親切・丁寧な対応に努めてまいりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういった総額50億円近いお金を市民の方に配るわけですので、なかなかいろいろ気も遣うし大変な事務だと思いますけれども、ミスのないようお願いをいたしたいと思います。

続きまして、第10款教育費の第8項教育研究費、教育研究事業についてお尋ねいたします。

まず、最初に予算額950万円の通信教育における家庭学習の支援ということに関して、内容の説明をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

おはようございます。

まず通信教育950万円の内訳といたしましては、消耗品60万円、印刷製本費20万円、通信運搬費870万円を上げております。

消耗品は、学習教材を入れるための封筒代、さらに市オリジナルの教育番組を録画して児童・生徒に貸し出すためのDVD代などが含まれております。

また、通信運搬費は、教材の送付や学習成果物の返送のための郵送料となっております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

通信教育というのは、郵送で教材を送って郵送で返事というか、それを頂くということで、先生方が個別に訪問して手渡すとか、そういう手段は取らないということですか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

通信教育につきましては、教員が家庭訪問のときでありますとか、いわゆるポスティング、直接会えなくても、うちのポストに入れていただくような形で教材を届け、それを児童・生徒が学習をした後、学校のほうへ返送していただくというような形を想定しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは、次に予算額1,870万円のオンライン学習のためのインターネット環境整備のため給付金を支給するということですが、ちょっと詳しいことのご説明をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

オンライン学習支援事業1,870万円の内訳といたしましては、就学援助の制度を受けているなど、インターネット環境を整えることが困難なご家庭に対し、1世帯当たり端末整備代5万円、端末利用時に必要な通信費として2万円を希望者に給付し、家庭においてICT機器を活用した学習環境整備を支援するものでございます。

対象の世帯といたしましては、既に環境をお持ちのご家庭もあるかと思っておりますので、端末購入給付金を250世帯、通信費の給付金を310世帯と見込んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、先ほどの2つの学習方法というものの違いですね。どちらにも一長一短があると思うんですけども、それぞれどのように教育効果を捉えておられるのかご説明を頂きたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず通信教育につきましては、小学校の低学年の児童など、ICT機器を活用することが難しい場合や、それからまた通信機器などが整備されていない場合であっても教育の機会均等を確保することができる特徴がございます。

また、教員と児童・生徒が郵便を通して学習教材を配付・回収することで、手書きのコメント付きの評価をすることもできます。このようなことを通して教員と児童・生徒一人一人がつながることができ、学習意欲の維持や学びの継続性が確保できるものと考えております。

また、ICT機器を活用したオンライン学習については、習熟度に応じた課題を自ら選択することや、動画等の視覚的な支援で理解が進むなどの利点がございます。

また、教材の配信や解答の送信など、郵送による通信教育よりもスピードがあるというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この2つのやり方というのは、今回のコロナ問題が終息した後も教育の制度として定着すると考えてもいいかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどの通信教育、そしてICT機器を活用したオンライン学習につきましては、両者の長所を合わせることで学校での臨時休業時などについても、これらは意欲的に学びを継続することができるというものと考えております。

今後につきましては、これは臨時休業中の学習を補うだけではなく、例えば非常災害の発生時、さらには不登校児童・生徒への教育保障など様々な教育課題に対応できる柔軟かつ効果的な教育システムではないかと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今回、[※]いろいろなこういう試みも、強制的にやらされるような面もあるんですけども、やはり教育の多様化ということもいろいろと前から言われておるけど、なかなか進まなかったことが、こんなことが原因で、いきなり進まざるを得んような羽目になることもいろんな分野であるわけですが、教育の多様化というのも求められている部分がありますので、こういったことをやはり積極的に進めていただいて、先生方もそれに慣れるということも大切だと思いますので、今後ともいろいろと大変かと思いますが、教育のためにご努力をお願いいたしまして私の質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

※削除あり。32ページに発言の取消し許可あり

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。会派を代表して質疑をさせていただきます。

議案第27号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）から5点伺います。もし分からなかったら再質問しますので、端的に答えていただきますようよろしくお願いいたします。

まず1点目、特別定額給付金給付事業について、概要について、先ほど岡本議員の質問の中で把握いたしましたので、先ほど話題にもありましたDV被害の避難者の方について、もう一点ちょっとお伺いしたいと思います。

受け取れる仕組みができたことはよかったと思うんですけども、具体的にその方がどのように、どこに行ってもうやってみようという申請するのかということについて、こういう方はシングルでお仕事をしておられて、なかなか行ったり来たりを平日にすることも大変なので、ぜひ準備がすぐできますように、分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

そして、避難している方もありますけど、避難できないでいるDV被害者もでございます。そこに対する手だても必要だと思うので、それについても伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

DVなどで避難されている方につきましては、一定の手続きを行っていただいた方については、住民票の有無に関わらず、世帯主でなくても同伴者の分を含めて、現在避難している先の市区町村で給付金を受け取ることができることになっております。

その手続きの方法というご質問でございますが、避難してみえるということを確認していただく書類を添付いただきまして、避難先の市町村のほうへ申請を頂くことになるところでございます。

具体的には、配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けている人とか、婦人相談所から配偶者からの暴力被害の保護に関する証明書という確認書が発行されている方、また住民基本台帳の閲覧制限等、支援措置の対象になっている方がその対象となることとございます。それらの必要書類を持って申請を頂く、お届けいただくということで、その給付の対象になるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

その証明書はどこに行ったらもらえるんですか。

また、ひっそりと避難している方もおられるので、そこについても端的にお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

その証明書等につきましては、保護命令を受けている方は、既に保護命令の決定の謄本、抄本を

お持ちだということでございます。

また、配偶者からの暴力被害の保護に関する証明書につきましては、婦人相談所とか配偶者暴力相談支援センター等で発行されるものということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

婦人相談所というのは亀山で言うたら女性相談の、あいあいの2階にあるところに行けばいいということでしょうか。イエス・ノーでよろしいのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

婦人相談所につきまして、三重県の場合は一身田でございます配偶者暴力相談支援センターが該当するものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

市内では完結しないことを確認いたしました。

ちょっとたくさん時間を使いましたので、次の質問に移りたいと思います。

子育て世帯臨時特別給付金の給付事業についてでございます。

児童手当は所得制限があって、特例給付の方もおられると思います。今回の給付事業の対象について伺いたいと思います。

また、国から1万円ということでありまして、市独自で上乗せをしている市町村もあります。そういう議論がなかったのかも併せて伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず今回の対象でございますが、児童手当につきましては中学校卒業までの児童を養育している方に支払われておりますが、今回の子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、新高校1年生までの児童が対象となります。

生年月日で申し上げますと、平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子供が対象になり得ます。その場合、その対象とならない方もあるということでございますが、児童手当制度では児童を養育している方の所得が制限額以上の場合、児童手当は受給できません。

例えば扶養家族が3人見える方の場合、収入の目安といたしまして、1年間の給与収入が960万円以上であれば限度額に該当し児童手当の支給の対象とならないもので、特例給付として支給されております。このような方は市内に6%ぐらいおられまして、今回の特別給付金の対象にはならないということでございます。

あと、上乗せの議論でございますが、こちらは今般の国の緊急経済対策のうちの生活支援としての給付として1人当たり10万円の特別定額給付金に加えて、子育て世帯への臨時特別給付金1万

円が支給されるものでございます。これらは個々の家庭の状況よりも、できるだけ簡素な仕組みでより迅速に、しかも幅広く支援しようとするものでございますので、これへの上乗せは考えませんでしたんですが、国の趣旨にのっとり、今回の給付金をできるだけ速やかに支給できるよう準備を進めてまいりたいと存じます。

なお、子供に関する市独自の支援につきましては、通信教育による家庭学習の支援やオンライン学習のための給付金支給などを別途計上しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

教育のこととは別に、子育てという視点で上乗せも考えていただきたかったなと思います。

次の質疑に移ります。

歳入の前年度繰越金についてでございます。

この9,061万9,000円という繰越金の歳入ですけれども、これは前年度の繰越金の一部なんだと思います。繰越金全体というのが見込みでは出ていると思いますので、一体前年度の繰越金は幾らなのかを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

前年度繰越金でございますが、決算前でございますので見込額でお答えいたしますと、現在の歳入歳出の状況から約3億5,000万円程度を見込んでいるところでございます。

このうち、当初予算に前年度繰越金として1億円計上いたしておりますので、補正財源は約2億5,000万円となり、今回の補正により約9,000万円計上いたしましたので、残り約1億6,000万円になるものと考えております。

それと、すみません。先ほど、亀山市のあいあいの2階で証明書は発行はできないのかというご質問がございました。それに対してご答弁させていただいておりませんので、市が発行いたしますDV被害申出確認書というのも対象になるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

3億5,000万の中で、あと1億6,000万ほどあるということを確認させていただきました。今回9,000万円少しですけれども、じゃあどうしてこの額に絞ったのかということをお伺いしたいと思います。

まず、あと1億6,000万ありながら、この9,000万何がしに絞った理由をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ（第1弾）として、感染

拡大の防止と市民生活の基盤を守り、また学校の臨時休業の延長に伴う家庭での学習機会を緊急支援するため、「子供と生活の支援」「地域経済の支援」「感染拡大防止と医療体制充実」を3本柱にその費用を積み上げた結果、このような予算規模となったものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

全庁で一体どういう支援が市民に対してできるのかという議論がきつくなされたと思うんですけども、今回のこれだけしかなされずに、それを積み上げたらたまたま9,000万円何がしだったということによろしいんですか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の補正予算でございます新型コロナウイルス感染症対策ということで3本柱を基準に予算を積み上げた結果でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

聞き方を変えますけれども、まず額を決めておいてから事業を絞り込んだのか、それとも皆さんがたくさんいろんな事業を出してきて、それを積んだらたまたま9,000万円何がしだったのかということについて、ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回は当然国の補正予算、それから県の動きもございますけれども、これらを踏まえて亀山市として緊急的に支援が必要なものを庁内各部門から様々検討し、重ねて取りまとめを行ってまいりました。いずれにいたしましても、この51億の市民の皆様への早急なる給付が極めて重要でございますし、子供の支援でありますとか、あるいは事業所の緊迫する状況に対して、まずは第1弾として必要なものを計上させていただいたということでございます。

いずれにいたしましても、額を前提にということではなくて、今必要なものをまずは優先して、期限もございましたので、第1弾として急ぎ取りまとめをさせていただいたものであります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

第1弾とありますので、この緊急政策パッケージ、第2弾、第3弾があるんでしょうけれども、今、国の施策が遅れている中、この第1弾を本当に早く十分に出すということが必要だと思うんですが、今回これで十分だと思っておられるのかどうか、イエス・ノーでお答えください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、必要なもの、まず優先すべきものということでは、現時点ではこの施策が必要だというふうに認識をいたしております。当然、市民の皆さんの生活支援、子供の支援、さらに事業者の皆様の資金繰り支援、今回可能なものは、まずは急ぎここに組立てをいたしましたけれども、状況が変わってまいっておりますし、ここにつきましてはその状況に応じて、さらに様々な対策を打っていくということは必要であるという認識をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私の思うところと緊急性や十分かどうかというところは違いますが、次に行きたいと思いません。

商工振興事業についてお伺いします。

ちょっと時間もなくなってまいりましたので、具体的に一つ一つお伺いしようと思いましたが、1点、全体を見ましてお伺いしたいと思えます。

この利子補給であるとか、経営向上サポート事業補助金、それからエール飯チャレンジ事業ですね。いずれもそれぞれ特徴があると思うんですけれども、借金を返していける方、あるいはこの大変な中を乗り越えて次の計画が立てられるような、ある程度体力がある事業者向けばかりではないかなという思いがするんですね。廃業だけは免れたい、今を何とか助けてほしいという事業者にはマッチしないというか、そういうところにまで支援の手が届かないのではないかなと思うんですけれども、早急な支援が必要だと思うんですね。対象をこれほど絞り込むのであれば、十分な調査が必要だと思うんです。

例えばエール飯にしましても、テークアウトを、飲食業さんが大変なことは大変ですけれども、いろんな場所によって、いろんな職種によって大変さも違ってきますので、普通に売っているところは大変じゃないかという、そういうわけでもないところも丁寧に調べたらあると思うんです。だから、絞り込むのであれば丁寧な調査が必要だと思うんです。本当に必要な、今苦しい、今助けてほしいというところに広く早く現金を支援するということができなかったのかということについて伺いたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほど市長からも答弁がありましたとおり、今の時点で必要な経済政策3点を今回補正で計上させていただいたものでございまして、特に全ての方が対象になります中小企業、個人事業主さんも含めた利子補給、これにつきましては5年間実質無利子ということで融資を受けていただく制度を市独自でしております。

エール飯につきましても、現在の状況乗り越えて次につながるところを頑張ってチャレンジしていただくところを支援していこうということで、現在必要な事業を計上させていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ここを乗り越えた先のことではなくて、今を助けてほしいという声を聞いていただきたいなと思います。

次の質問に移りたいと思います。

オンライン学習、特に通信については理解しましたので、オンライン学習について伺いたと思います。

これについては、就学援助のお子さん、そして生活保護のお子さんに対して通信の端末と通信についてお金を渡すということなんですけれども、個人の持ち物として買い求めてもらうんですね。普通、学習で要るものというのは学校が用意して渡すんですけれども、これは個人の持ち物として一部の子たちに買っていただくお金ということなんですけれども、先ほどちょっと答弁の中で気になったことがあったんですけれども、それらの子たちの希望者に対してお金を出すということなんですけれども、私が大事だなと思うのは、全ての子供にちゃんと学習の機会を与えることができるのか、1人欠けることなくできるのかということなんですけれども、持っていないくて、必要なのに希望しなくて手渡らないということがないのかということ。あるいは、就学援助や保護世帯でない子で端末を持っていらっしゃる子がいるので、そういう子に対してちゃんと行くのかということ。そういう子に対して、今回の補正は就学援助と保護世帯の子たちに対する補正ですけれども、そうじゃない子に対する、通信の環境がない子もいらっしゃると思うんですね。そういう子に対する手だてはどうか。もうちゃんと買物に、そういう子たちが正しく、学習につながる買物につながるように支援ができるのか。とにかく観点としましては、1人欠けることなく本当にこの学習を進められるような手だてができていくのかということについて、1点お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

このオンライン学習につきまして、スピード感がまず大切なんだろうと。早急に学習環境を整備していくということを目的としているということでございます。したがって、この給付金につきましては、支給の対象となられるご家庭等につきましては、全ての方に通知を差し上げて、この制度の周知を図りたいと考えているところでございます。

また、今回給付の対象とならないご家庭につきましては、学校で既に持っております端末を貸与いたしましたり、またはその方に一定の時間、学校のパソコン室を利用していただいて学習を進めるなど、必要に応じた対応を取っていくというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

わざわざ学校に来てもらわなくちゃいけない子もいるということをちょっと今聞きましたけど、一応調査はかけていると思うんですけれども、学校でこの教育委員会が持っておられる端末が何台で、持っていない子が何人であるということが分かっている、その分だけ準備するというということではない

んですか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

端末を全て教育委員会、各学校が持っているものを貸し出すという考え方ではなく、速やかにまずおうちでしていただくという環境を整えていくということをまず大前提とした事業でございます。

その中で、一定通信環境がないというような方につきましては、今の一部学校へ来ていただく場合もあろうかと思えますし、場合によっては学校の端末を貸出しをするといった考え方で進めていくことで、漏れのないようにこの学習環境を整えていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

義務教育ですから、1人欠けることなく全ての子たちに同じように教育をするということは大事だと思います。

あなたは学校へ来なさい、あなたは家でしなさいということでは、なかなかこれは大変だと思うので、ぜひともきちっと整備をしていただき、そうじゃない子の通信についても責任を持っていただきたいなと思います。

これで終わります。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時09分 休憩）

（午前11時19分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

スクラムの今岡です。

通告に従い、質疑をさせていただきます。

先ほどから3本柱3本柱とあるんですけども、私は3番目の感染拡大の防止と医療体制の充実2,887万円に絞って質疑をしていきたいと思えます。

まず、こちら資材の確保、備品も一部入ってくると思うんですけども、そういったところ、要求した予算が査定で減らされることというのはなかったのか、まずお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、予算要求を各部署から受けたところでございますが、原則全て予算要求どおりに査定をさせていただきますところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

先ほど市長もおっしゃられたように、特にどれも経済支援だったり、子供たちの教育支援というのも重要な観点だと思うんですけども、コロナに感染するということのを食い止めるということで、ここについてはやっぱり十分拡充というのをしていただきたいなと思うんですが、問題はここ欲しいと思っている資材というのが、平常時のおり市場に出回っていないというところが、つまり予算はつけども、思ったとおりのものが手に入るのかというところがポイントになってくると思います。

まず、この資材に対する考え方なんですけれども、平常時より予算が上がっているもの、値段が上がっているものというのがあるんですけども、その値段が上がっているものに対してどういう基準であるか。あと、品質ですね。平常時より手に入りにくいものというものに関して、品質というものをどれだけ妥協しているのか、あるいはスピードということなんですけれども、つまり予算をつけて発注をかけたけれども、すぐに入ってこないものというのがあると思うんですが、その3点について考え方をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず基準、品質、スピードというところでご質問いただきましたが、まず基準といたしましては、この衛生等備品について、基本的にその品質等が落ちるものであってはならないということが大前提であろうというふうに思います。

あと、価格の問題につきましては、やはりマスク等につきましては通常の価格に比べて非常に値上がりしておりますが、これはスピードの問題と関連いたしまして、やはりスピードを持って対応するには少々高い価格であってもやむを得ないと、そのような認識を持っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

答弁いただきましたけれども、なかなか難しいところはあると思うんですね。欲しいけれども、少々いいものではないかもしれないし、値段が高くなっているものもあるということも妥協しながら、判断をしながら手に入れていく必要というのはあるのかなと思うんですが、ここに上げられている配付場所なんですけれども、各学校であったり、保育園、学童保育というところが該当してくると思うんですけども、私が通告を出すと、この予算項目ごとに予算を上げてということなんですけども、つまり必要なものを必要なところに十分届けられますかというのがこの質疑の趣旨なんですけれども、各学校だったり、保育園というところに個々に、予算だったり、権限ということを渡す

よりも、調達にたけた部署というのが一括に、特にこれだけ物が出回っていない、物が無いという
ようなところがあると思うんですけども、その仕入れ方、渡し方についての考え方はいかがでし
ょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに議員おっしゃられるように、物によっては市が一括に発注をして、価格等も抑えて対応す
るという方法もございますし、一方で、このコロナ対策のことにしましては、やはりそれぞれ調
達しにくい物品等もありますので、そういったところは業者を絞って個々に対応するほうがスピー
ド感を持てるといった商品もございますので、それについてはケース・バイ・ケースで対応させて
いただくのがベストだと、そのように認識をしております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ケース・バイ・ケースなんですけれども、要するに資材を手に入れる以外にもやってほしいこと
というのがあるわけなんです、学校にも保育園にも。そういう意味も含めて、やはり調達にたけた
部署というのが仕入れてもらったほうがいいのではないかなというふうに感じる次第です。

ちょっと質問が前後してしまうんですけども、さっきの予算だったり品質、スピードというポ
イントのところで、特に今発注してもすぐ入ってこないのではないかと見られているものというの
は、市のほうでどういうものと認識されているのかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

コロナ関連では、当初はマスクでありますとか消毒液等の入手が困難な状況でございましたが、
幸いにも今の段階ではマスク、あるいは消毒液については、若干高価ではございますが、入手が可
能な状況となっております。

一方で、非接触型の体温計についてはなかなか、海外のメーカーのものが主流という中で、これ
はなかなか入手が困難であるというふうに確認をいたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

すみません、細かい話になってくるんですけど、この非接触の体温計、私のほうでもなかなか手
に入りにくいと聞いているんですけども、そもそも手に入らないもので、個々のものに関する品
質とかどうなんだというところで、やはり熱を測ってもらう人に触れない、ぴっとやるだけで温度
がはかれるというのが、当たり前のことなんですけども、メリットなんですけれども、かなり実際の体
温と、この温度計で表示される体温の誤差が出てしまうということもあるというようなことを聞い
ているんですけども、この非接触型体温計の考え方、使い方というのはどういった形になってく
るのかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず非接触型体温計、単体ではなくて、いわゆる通常の体温計との組合せという形になってこよ
うかというふうに考えております。

まず、例えばでございますけれども、学校の場合でありますと、登校時に非接触型体温計でおお
むねの体温を測り、もしそこで少し体温が高めであるというような状況になった場合は、保健室等
で通常の体温計で再度検温を行うというような形で、登校している段階で熱があるかないかとい
うことなんかの再確認をさせていただくといった使い方が中心になってくるかというふうに考えてい
るところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それから、非接触型体温計だけでなく、普通の体温計を併用するということがあったんですが、実
は普通の体温計もかなり手に入りやすくなっているというようなことも聞いていますので、もとも
と備えているものと、プラスうまく合わせていただいで運用していただきたいなと思うんですが、
次、保育施設なんですけれども、亀山市立、公立のところと私立のところというのがあると思うん
ですけれども、そういったところで、公立だから、私立だから資材の行き渡り方について差がつい
ているということは、私としてはあってはならないのかなと考えているんですけれども、その辺
り、市の考え方はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員おっしゃるとおり、私立、公立園につきまして差があってはならないものということで、い
ろんな寄附等の行為で頂きましたものにつきましては、同じように配付をさせていただいておりま
す。

今回、民間保育所補助費につきまして、私立の保育所等において、新型コロナウイルス感染症対
策のためにマスクや空気清浄機等の物品を購入する費用に対する助成を行うもので、令和元年度と
令和2年度の2か年で1園当たり50万円を上限に補助を行うもので、令和元年度に執行できな
かった分について計上しております。

一方、保育所の一般管理費としまして、私立保育所への補助と同様に公立の保育所及び認定こ
ども園に新型コロナウイルス感染症対策に要する物品の購入に充てるもので、マスクや消毒液など消
耗品に131万2,000円、各園の保育室及び職員室などに設置する空気清浄機で、備品購入費
360万円を計上しているところでありまして、いずれにしても公立、私立園ともに1園50
万円を基本に積算しておりますので、差はないものと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

さっきの答弁で1園50万円ほどまで請求できるということなんですけれども、つまりそれぞれの園が欲しいよと言った分に関して十分与えられるということで、それぞれ平等であると言える基準であるという認識でよかったですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

同じように一律50万円の中で、それぞれの園、特に私立につきましてはいろいろなノウハウを持っていらっしゃると思いますので、対応していただくことになります。

公立園につきましては備品等、一括購入するものもありますし、各園で配当したお金の中で買っていただくということもありますが、物によっては一括購入と考えて平等にいきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ちょっと気になるのが、公立の保育園だと現物支給がされるけれども、私立の保育園だとちょっと違う部分があるということなんですけど、さっき山本部長とも議論させていただいたと思うんですけど、やっぱり物が手に入らない、とにかく出回っていない。

例えば同じマスクにしても、子供用のマスクというのはなおさら出回っていないというような事実があると思うんですけれども、場合によっては現物支給したほうがいいと思うんですけれども、改めて考え方はいかがですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

その辺りの状況につきまして十分話し合いながら、期日、期限等々が遅れるものにつきましては、一旦購入できたところから回すような方法もあるかと思っておりますので、その辺りは柔軟に検討していきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

続いて、医療センターのほうに伺いたいと思います。

同じように、この3本柱の中に2項目で上げられていたんですけれども、要求した予算というのは査定で減らされることなく希望どおり通ったのか、まずお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

このたびの補正予算につきましては、医療センターにおける新型コロナウイルス感染症対策のために必要不可欠なものを要求し、その要求どおり査定を受けております。

また、その財源につきましては、全額一般会計からの繰出金で対応いただいております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

さっきから予算を要求して、査定で、要求したとおりに来ましたかと質疑させてもらっているんですけども、答弁としては、そのとおりです、要求したとおりに来たという答弁が返ってくるのが当たり前のことかなと思うんですけども、特に市長部局に関して、希望どおりという部分に関して、各部署が希望を出したものを、ある意味効率化するためにまとめて仕入れるということでコストダウンだったり、そういったことをしておるといことは聞いたんですけども、今度、医療センターが使うものってそういった部署の資材とある意味、基準が変わってくると思うんです。医療用というところで、品質だったり、レベルというのが違うところがあるんだなと。そういったところで、購入したり仕入れるところが、ちょっと言葉は悪いですけども、普通の人が使うところと一緒にたにされておったら困るなという心配があると思うんですけども、その辺り、品質だったりレベル、きちんと確保されているのかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

今回の補正予算に係る診療材料でございますが、病院で使用する専門的な医療材料でフェースシールドであったり、N95マスクなどでございます。これらは当院の感染管理担当の看護師が指定するものを購入いたします。

なお、購入に当たりましては、医療用に使用するものが優先的に納品されるといった現状を踏まえまして、他の部署と共同で購入するのではなく、医療センター単独で購入手続を進めていくこととしております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

独自で発注をしたものを手に入れることができるというような答弁なんですけれども、同じように、特に医療センターのほうで発注しても、すぐ手に入らないだろうなというふうに考えているものというのはないんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

各種診療材料及び医療用備品につきましては、海外メーカーの製品が多い中で、世界的にこれらの需要が急増しております。円滑な納品が一定困難な状況にはございます。このような状況から、発注から完納するまでの期間の予測は現在つきませんが、医療センターにおける在庫状況等を把握しながら、業務の継続に支障がないよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

最後に、この柱の中に書かれていた物品の中で、亀山市ではあまり使われることがないというのになと思うのが人工呼吸器なんですけれども、医療センターには今4台あって、1台仕入れる。5台用意するというようなことを聞いておるんですが、その5台で足りる、対応できるというような考え方についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

現在、医療センターで所有しております人工呼吸器は、医療センターの備品である2台と、賃貸借のリースによる2台の合計4台でございます。このうち1台は緊急用の予備として保有しております。

今後、医療センターで新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる必要が生じた場合には、軽症者を受け入れることを想定しておりますが、今回購入予定の人工呼吸器は新型コロナウイルス感染症患者に対して、現在稼働しているものよりも適した仕様となっております。そのため、受け入れた軽症患者の容体が急変し、重症化により専門的な病院へ搬送する必要があるときに、より適切な処置ができるものと考えております。したがって、今回新型コロナウイルス用の対策として1台新規購入するわけでございますが、緊急時の予備用の1台はそのまま確保する予定でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

感染資材、それから備品に対する考え方を聞かせていただきました。

経済支援だったり、子供たちの支援、いろいろ大切なところもありますし、全体で予算が本当にこれで足りるのかという議論もあったと思うんですけれども、今回はこちらの最前線の物品に関して絞って聞かせていただきましたが、ぜひここで予算はこの額でつけたというところではあるんですけれども、これらが足りなくなるとか、行き渡らないということは絶対にないようにしていただきたいと思うんですが、そこら辺り、市長の考え方を伺えればと思います。感染資材、備品に関してです。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員おっしゃるように、これらの資材が不足することによりまして感染拡大の防止、あるいは命、健康に関わるような事態が生じないように、当然その状況、変化あるかと思いますが、最善の努力をさせていただいて、今後におきましても量、質を確保させていただくようにしっかりやってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

市長からもそういった答弁を頂きましたとおり、ぜひお願いをいたしたいと思っております。

少し時間を残しましたが、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

会派結の森 英之でございます。

通告に従って議案質疑をさせていただきたいと思えます。

3人の方が既に質問されておりますが、少しそちらと重なるところは避けつつ、補う形で質問させていただきたいと思えます。

まずは第3款民生費、社会福祉費の特別定額給付金給付事業についてでございます。

こちらはオンライン申請と郵送申請で今回給付金の申請が可能というふうに認識しております。

オンライン申請はマイナンバーカードの保有者、登録者の方のみということを確認させていただいておりますが、今現在マイナンバーカードの保有者の方は十数%の方かなというふうに思えます。この十数%の方はオンライン申請、あとほかの方が郵送申請ということによろしかったでしょうか、確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員おっしゃいましたとおり、オンライン申請可能な方はマイナンバーカードを所持してみえる方でございます。

一方、郵送による申請につきましては、4月27日現在の対象となる世帯数が亀山市、約2万1,600世帯ほどございますが、全ての世帯に対しまして、その申請書は送付させていただきます。オンライン申請か郵送申請かは、それぞれの世帯のほうで選択いただくということになるかと思えます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その中で、岡本議員の質問の中でありましたが、オンライン申請が可能な方は極力オンライン申請を促すという形。やはり窓口等に来ていただいで申請等を避けていただくためにも、オンライン申請を活用させていただきたいというふうに私自身も思えますし、そこの周知も必要かなというふうに思えます。

その中で、郵送申請を行う方が、中にはやはり窓口に出向いて、間違い等がないために、確実に申請したいというがために窓口にお越しになって申請される方も中にはいらっしゃると思えます。その中で、密になるということが懸念されるわけですけれども、その辺りの対策はどのようにされるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の給付金の事務につきましては、先ほど議員申されましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点ということが大前提でございますので、郵送による申請またはオンライン申請による申請をお願いしているところでございます。

しかしながら、窓口でお尋ねいただく場合もあろうかと思いますが、その場合にはその感染症拡大の防止を適切に配慮しながら、お越しになった市民の方にはそれぞれ適切に対応してまいりたいというふうには考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ぜひ密にならないように、席を空けていただくとか、換気を十分していただくとか、その配慮をぜひお願いしたいと思います。

確定申告ございましたね。そのときも、市の窓口でしていただく場合に席を空けて座席を置かれていたと思います。そのことも含めてしっかり対応していただきたいというふうに思います。

やはり皆さん、申請した中で、いつ振り込まれるのかということが一番気にされていることかと思えます。そのオンライン申請、郵送申請等が間違いなく受理された場合に、どの日程等、スケジュール感で振込対応をされるのか、それをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

給付の申請につきまして、世帯主の方から郵送されました申請書のほうを精査させていただきまして、間違い等なければ、不備等がなければ1週間程度で、一日も早くお振込をさせていただきたいと考えているところでございます。そのときに、いつお振込できるかということにつきましては、私どものほうからご申請いただいた方に郵送でお知らせさせていただくことにさせていただきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

オンラインのほうは当然受付のタイミングが早いというふうに認識しておりますが、大まかな日程、その辺がいつから受付可能、いつ頃から、最短であれば振込可能というものが既にあるようであれば明確にさせていただきたいのと、そちらについてはぜひ皆さんに周知していただくためにもホームページ等、あるいは広報等でしっかりお知らせさせていただきたいので、その辺はどういう対応をされるのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の給付事業のおおよそのスケジュールでございますが、今市議会臨時会の議決を経まして、給付対象者が属する世帯の世帯主の方へ5月18日の週には申請書を含む関係書類を郵送させてい

ただき、以後、設定する受付日から3か月間を申請期間とする予定でございます。随時返送いただいた申請書類を精査の上、不備がなければ申請から1週間程度でご指定の口座にお振込をするものと考えております。

また、政府が運営いたしますマイナンバーカードを利用したオンラインサービス、マイナポータルによる申請につきましては、5月11日の週から申請ができるよう現在調整を図っております。オンライン申請におきます支給開始は5月18日の週を予定しているところでございます。その周知につきましては5月16日の広報「かめやま」でありますとかホームページ、また郵送させていただきます申請書類の中にチラシを同封させていただくなど、市民の皆様方には周知をさせていただく予定でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのようなスケジュールが明確にされているようであれば、ぜひとも周知いただくとともに、例えば、今おっしゃっていただいたほかにZTVとかケーブルテレビ等の媒体もあると思いますので、そういうことも活用しながらというふうにお願ひしたいと思ひます。

その中で、今回のこの支給に対する職員の対応のほうなんですけれども、プロジェクトチームが組まれたというふう聞いております。本来の業務と兼務ということかと思ひますが、兼務であるがゆえに私心配しているのは、本来業務とともに、この支給対応も含めて支障が出る可能性がなきにしもあらずじゃないかなというふうに懸念するところでございます。その辺り、どのような考えをされているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の特別定額給付金支給に関する事務を進めるに当たり、本市のように人口5万人規模の自治体では、まず専任の職員を配置することは難しい状況にあるというふう認識をしております。

また、これまでも定額給付金支給事務などにおきましては、プロジェクトチームを兼務で設置いたしまして、組織横断的に関連部署の職員の力を結集して事務を遂行してきたところでございます。

今回の特別定額給付金の事務につきましては、これまでの経験を踏まえプロジェクトチームが兼務でその事務を担うこととして、現在鋭意準備を進めているところでございます。

なお、県内他市におきましても、組織の形態は様々ではございますが、多くの市が兼務職員で対応している状況でございます。

あと、議員から通常業務への支障ということでご懸念を頂いておりますが、今回緊急事態ということですので、全庁を挙げて協力して乗り切ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今、部長から説明いただきましたけれども、やはり2万世帯強あります。膨大な仕事量といえますか、業務量になると思うんですね。ですので、これはプロジェクトチームのメンバーが9名というふうに聞かせていただいておりますが、やはり横断的に業務の応援であったりとか、あるいは今回、会計年度任用職員の方の採用とか、そういうことも必要ではないかというように考えておりますが、その辺りをもう一度どのようにお考えなのか。会計年度任用職員の採用を含めて、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず今回任命させていただきました9名につきましては、議員のご指摘もございましたが、それぞれ例えば住民記録に秀でた職員でありますとか、支払い事務を担当しておる職員、これは9名が代表して事務を行うということでございまして、やはり緊急事態ですので、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと、まずそのように思っております。

それと、会計年度任用職員につきましても、現在のところは3名の会計年度任用職員を任用いたしまして、こういった補助の事務を行っていただきますよう準備をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

過去にもそういったプロジェクトチームを組まれたと、兼務で組まれたということでもございました。今回兼務されるチームができたということもあって、決裁のルート等がやはりどこかで滞ってしまうとか間違いがあるとか、そういうことはあってはならないと思います。その辺りも十分庁内の業務の流れ等をもう一度改めて、当然認識いただいていると思いますが、マネジメントしていただいて、円滑に業務が進むようよろしくお願いいたしますと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

第7款商工費、第1項、商工業振興費、一般事業についてでございます。

こちら1つのメニューが経営向上支援対策事業補助金というものがございます。こちらは三重県版経営向上支援というメニューと連携させたものというふうに認識をしております。こちら、こういうメニューを使ったといいますか、そういう連携をしたということの理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回、新型コロナウイルス感染症拡大が経済に大きな影響を及ぼしまして、経営環境が厳しい中小企業、小規模企業を支援するために、三重県のほうが三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金制度を創設されたところでありまして、この制度につきましては、4月9日に募集開始されまして、県内で約800件の申込みがありまして、申請額が予算額を大幅に上回り、17日に募集を締め切ったということで、約300件が採択をされたと県から伺っております。

再度、県では明日の5月8日から第2回目の募集を開始するというところでありますけれども、予

算の上限もあって全ての事業者が採択されるものではないと見込みまして、市独自に県補助制度を補完しまして、県補助制度の申請要件を満たす事業者を対象に支援をしていくということで、本制度を創設したものであります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

既に三重県版の経営向上支援策に申請済みの方、申請済みの事業者を対象にしているということであるかと思えます。先ほど答弁いただいたとおり、800件申請があつて300件採択ということは、500件未ということであります。そのところを補うためにも、このような制度を連携したということかと思えます。経営向上支援対策というものの説明はちょっとここでは避けましても、ステップ1、2というものについて申請済みの方が対象であるということを確認しています。

今回、急ぎ、既に経営向上支援策の三重県版のほうにきちっと申請されている方については、今回のコロナウイルスの影響で滞ることがないように支援するというメニューかと認識しています。ということで、必要な方に早く届けるためにも、そういうメニューを採択したということは私としても認識しているところであります。

この予算は450万という上限なんですけど、15件までということで見積もっている、その根拠といえますか、その辺り、何かあればお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この制度でありますけれども、三重県版経営向上計画のステップ2またはステップ3でございます。3の県の認定を受けているということが要件になっておりまして、市内の事業者の方での計画認定件数は、この3月末現在でステップ2が17件、ステップ3はゼロ件。ステップ2の前のステップ1が20件ということで、今回3月末ですぐに対象になるのは17件の事業者ということでございます。

今回、この計画の策定は商工会議所を通じて相談をして申請をしていくということでありますけれども、この会議所との協議におきまして売上げ減少、これが15%以上という要件も同時にあるために、申請を受けた全ての事業者の方が申請に至るものではないという考えもございまして、申請件数を15件と見込みまして、1件当たりの補助額を上限の30万円として450万円計上したというものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

まず、その補正を組むに当たって、まず必要なところに支援をするという考え方からこのような形を取ったということで認識させていただきました。スムーズにこの申請ができますように、ぜひお力添えいただければというふうに思っています。

続いての質問に移らせていただきます。

第10款の教育費、教育研究事業についてでございます。

先ほどの質問でもございましたので少し確認なんですけど、家庭学習教材、これを使っての配付と、私は郵送する費用かなと思っておったんですけども、配付ということかと思えます。実際、私の子供のところにも先生が来られて、学習教材を配付されておりました。そのときに、やはり対面で会ったときに子供の笑顔が見られましたので、やはり対面で少しの間でも話をして教材を直接渡すということは非常に貴重な機会かなというふうに思います。

もう一つ、その中で、このオンラインのところでございます。

1件最大7万円ということでございますが、端末、要するにハードの助成が250世帯、通信費の助成が310世帯という答弁でございました。こちら端末、ハードというのは、いわゆるタブレット、あるいはPCではなくて、そういう無線、Wi-Fi等の対応ができる無線ルーターとか、その辺が含まれているのかどうか、改めて確認させてください。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この端末本体につきましては、市内の学校で導入済みでございますタブレットのWi-Fiモデルを想定しているところでございます。

また、通信環境につきましても、いわゆるマンスリープラン、いわゆる違約金の発生しないようなものを基準として算定をし、予算化をさせていただいたというものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

就学援助の必要な家庭について、その辺の支給をするということで予算を見積もったということかと思うんですけども、先ほど福沢議員の質問でございました教育機会の均等という観点から、やはりこれから環境のない家庭にもきちっと充実を図っていく必要があるというふうに思います。

そういうことで、4月末に家庭環境の調査がメール等で発信されておりました。私も保護者として受け取った次第でございまして、それについていろいろ考えながら回答させていただきました。子供は兄弟がおりますし、端末が少ない中で一緒には当然できませんので、その時間についてうまく時間を割り振ってやるのかどうか、そのようなことも含めて回答させていただきました。一旦は時間を割り振りながらうまく活用できるような方法で回答させてもらったんですけど、1人1台ということが当然今後必要になってくる中で、順次そういう環境を整えていく必要があると思いますので、ぜひ今後オンライン学習が双方でできるような、そういう環境にもつなげていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時02分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

12番 岡本公秀議員から、先ほどの議案質疑において不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申出がありましたので、会議規則第63条の規定により取消しの申出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

岡本公秀議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問させていただきます。

議案第27号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、大きく3点質問させていただきます。

まず、第3款の民生費の中の住居確保給付金支給事業100万2,000円の増額について、この具体的な給付内容を教えてください。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金支給事業は、生活困窮者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失しているまたは喪失するおそれがあり、所得等が一定水準以下の方に対して家賃相当額の住宅費用を支給するものでございます。

今般、新型コロナウイルスの感染症拡大により、就労環境の変化による収入の減少が懸念されることから、国の生活困窮者自立支援法施行規則が改正され、本年4月から対象者が65歳未満とされていた年齢要件が撤廃され、離職者または廃業に至った方とされていた要件も、離職または廃業に至らずとも、同程度の状況に至った方に緩和されたところでございます。

その支給額につきましては、単身世帯の場合は3万3,400円を、2人世帯の場合は4万円を上限に3か月から最大9か月間の家賃を住宅の大家等に代理納付する制度となっております。このことに関しましては、亀山市社会福祉協議会にその受付事務等を委託して実施しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

もともとある生活困窮者自立支援法の施行規則の改正による緩和が主な増額理由ということでお聞きしておりますが、現在の厳しい状況を鑑みますと、100万円の増額で足りるのかという感

じがしますが、これで十分に対応できるというお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

当初予算では、単身者5件、3か月分の申請分50万1,000円を確保させていただいておりました。制度の改正により対象者要件の緩和がされたことから、今後の申請件数の増加を見込みまして新たに単身者5件、6か月分の100万2,000円の増額補正を今回お願いしておるところでございます。現時点では既に決定した申請件数や相談件数から、おおよそ充足するものと判断しております。

ただ、今後、新型コロナウイルスの感染拡大や経済状況の停滞の長期化等の影響によりまして申請件数の増加が著しい場合においては、再度増額補正の必要が生じるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

今後も増額に対しても考えていくということでお聞きをさせていただきました。

では、次に移ります。

同項目、午前から質疑が重なっている質問ではございますけれども、重なる部分は省いてまいります。特別定額給付金給付事業についてです。

庁内での対応窓口の体制についてお聞きをしたいと思います。

今回、給付金事業は郵送でのやり取りが主となるそうですが、少なからず来訪による相談もあると思われまます。窓口の混雑が生じると予想されますが、まずこの給付金事業に関する窓口というのはあるのか、どこに作るのかお聞きします。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の給付金につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、給付金に関するお問合せなどにつきましては、電話等での相談窓口を基本とさせていただいているところでございますが、窓口といたしましては、5月1日から総合保健福祉センターに開設いたしました緊急生活相談窓口を継続しながら対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

まだこれからということですので、例えばどのぐらい相談が来るのか、もちろん電話相談でもあると思うんですけれども、やはりいらっしゃる方も結構予想されるのではないかと懸念をしております。

先ほどの午前中の質疑の中にもございましたけれども、適切に対応することですが、密をつくらぬ対応としてはどのようなことを想定されているのかお聞きします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

どれだけの方が窓口にご相談にお見えになるかというのが、ちょっと現段階では予想しにくいところではございますが、ご相談にお見えいただく方が数人お見えになった場合は、お待ちいただく間につきましても椅子を離す等々の措置を取りまして、感染拡大防止を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

次に移りたいと思います。

次に、第2項の児童福祉費のうち、放課後児童クラブ運営費について質問をいたします。

この内容の中身については、先ほどの説明の中でも示されておりますが、実際、現場では国や市からの自粛要請によって児童クラブの利用を控え、クラブを休んでいる人からの利用料金についての相談などがございます。

今回、そういった補正内容は計上はされておりませんが、亀山市はこのことをどのように考えているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在、放課後児童クラブにつきましては、市及び各クラブから利用自粛の要請を行い、基本的に開所、運営いただいている状況でございます。

でも、自粛に応じていただいている方もあるということで、この利用料につきましては国の補正予算の概要で、小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応に係る財政支援として、市が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の保護者へ返却する日割り利用料に対する財政支援が示されておりますが、その詳細は現時点で不明な状況でございます。

本市としましては、国の制度の詳細が明らかでない状況ではございますが、市が感染防止の観点から利用自粛の要請を行っておりますことから、利用料収入の減少に対して相当分の補填を行う必要があると考えております。引き続き国の動向を注視し、制度の詳細が明らかになり次第、速やかに対応してまいりたいと考えているところでございます。ですので、今回は計上しているわけではないんですけれども、そのことを考えて国の詳細が分かり次第、速やかに対応していこうと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

国を待っているだけではないと思うんですけれども、この辺は本当にこれから十分に考えていただきたいと思います。

次に、第10款の教育費に移ります。

まず、教育研究事業について質問いたします。

先ほどの質問に対する説明にもございましたが、通信教育といったのがどのような内容かということでもまずお聞きをしたいんですが、確認なんですけれども、この通信教育というのは先生が子供さんのところに訪問をされて、そしてそれに対して教材などをお渡しする、その予算がついているわけなんですけれども、それに対する郵送分も含まれているという内容でよろしかったでしょうか。ちょっと確認をさせてください。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この通信教育でございますけれども、学校等で作成をいたしました教科書などと併用できるプリントやワークシート等といったものを家庭訪問やポスティングという形で配付をさせていただく。これを児童・生徒が勉強した後、それらを郵送という形で回収し、またその一人一人の状況に応じた生活状況や学習内容なんかも把握しながらコメントを入れたり、そういった形で個別に対応した課題設定、それから個別支援を行うといった形で進めてまいりたいと考えているものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それではお聞きしますが、具体的にこの現場の先生方の仕事というのはどういった内容になるのか教えてください。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まずは、学校のほうでは当然その家庭学習について、計画的に進めることができるように学習計画表というものをまず作成しております。それに沿って各教科において教科書及びそれと併用できる教材等に基づくプリントやワークシートの作成をまず行っていくということがあります。

さらに、それを先ほど申し上げましたように家庭訪問やポスティングという形で配付し、それに生活状況を知るための生活シートというものも配付しておりますので、そういったものを郵送等によって回収し、またそれを一人一人の分をきちっと内容を把握し、評価をしていくといったことが教員の業務になっているかというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

大体内容は把握しました。

次に、オンライン学習支援事業のほうに移ります。

これは具体的な内容、給付内容については先ほどお聞きしましたので、これは主に学習環境の整備のための補助であると思っておりますけれども、その環境を整えた上でどのような学習が可能なのか、

また学習コンテンツ等についてはどのような用意をされているのかお聞きします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

このオンライン学習につきましては、現在も文部科学省のホームページ子供の学び支援サイトがありますとか、それから県の教育委員会のホームページみえびい学びの応援サイト、それに放送局の学習番組など、学習に役立つサイトというものを学校を通じて児童・生徒に紹介し、活用を進めてまいりたいというものでございます。

また、市独自といたしましては、小学生向けにジャストスマイルドリル、それから中学生向けにはeライブラリーといったクラウド型のプリント学習教材というものもありますので、そういったものも活用してまいりたいというふうに考えております。

また、さらにロイノート・スクールというアプリケーションでありますとか、それから学校独自で作りしましたコンテンツを学校のホームページを使って配信をするなど、そういったことも予定をしているところでございます。

現在、学校ではそういった動画を使った学習に関する研修であったりとか、そういった配信を行っていく準備を進めているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

この今回の補正予算が上がった場合なんですけれども、このオンライン学習支援事業が通ればオンラインの学習ができる環境が整備されるということなんですけれども、先ほど少し答弁の中にもありましたけれども、周知の方法ですね。今もう既にいろいろなものを使っている。その周知としては学校のホームページで周知をするということですね。というのも、これから環境に慣れていく、これから整備するという方もいらっしゃると思いますので、この使い方についての指導といいますか、そういったものが分からないのかなというふうな感じもしましたので、その辺ちょっと詳しくお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、このコンテンツの紹介につきましては、当然先ほどおっしゃっていただきましたようなホームページ等での周知もございますが、まず何よりも見ておしまいといったものではなくて、例えば、先ほどの家庭訪問やポスティングのときなどにプリントを用意して、その番組やコンテンツを使ってプリントの学習をしていくというような、そういった併用的なものも考えておりますので、当然その家庭訪問やポスティング、またそういった際にこういったものを見てくださいねといったものをお渡ししたりとか、具体的にここでこの番組を使って勉強してくださいといったような指導をした上で、このオンライン学習というものは進めていくものと考えているものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

大体分かりました。

それで、今回このオンライン支援事業について整備をしていただく、しかしながら一方で全国的に、大人・子供限らず実際のパソコンであったりとか、そういった端末自体が今手に入りにくい状態でございますけれども、そういったことに関しては心配ですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、このオンライン学習を進めていくに当たり、まずこのスピード、まず環境整備ということが非常に重要であろうというふうに考えております。今、確かにパソコン等、決して潤沢な状況ではないということは考えておりますが、ただ、これをまた一括納入のような形で進めると、恐らくこれは長い時間がかかってしまうんだらうというふうに考えております。

今回、この給付金の形を取らせていただきましたのは、先に給付という形でお金を支給いたしまして、それで個別に、いわゆる販売店のほうなどでご購入いただくなり、契約を頂くなりという形を取っていただければ、恐らく台数的にはお店にある台数ですぐにでも利用ができるような状況になるかと考えておりますので、これが一番早く環境整備ができるものとして、このような形を取らせていただいたというふうにご理解いただければと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

分かりました。

ほかのところでも、全国的に様々な自治体の中でもこういった子供の学習環境を整えるということで様々な対策をされております。必要な端末やWi-Fiなど様々な整備をされているんですけども、実際に今私が質問したように、環境的に整えたくても、実際の機材がないというふうな問題が今起きている。そういう中で、広島県なんかでは県内の児童・生徒に約30万人分のクラウドアカウントをもう既につくったりとかしております。そういったことからスピード感を持ってということで、そういったできることを探しながら走り続けるような方法を整えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、この臨時議会に臨んで質疑をさせていただきたいんですけども、まず市長にちょっと苦言になりますけれども、このコロナ対策の全国民に対する生活支援のための援助金の議案、4月30日に国会で通ったんですけども、当臨時会は当初は5月22日に開催予定、それが5月18日になったと。もう一遍変えて、この5月7日になったと。いかに亀山市が、確かに感染者の方が幸いお見えにならんもんで、どうもコロナ対策に対する考え方がぬるいと私は思う。

そういう中で一言言わせてもうて質疑に入りたいんですけども、福沢君の質問のときに、この今回の補正総額51億7,798万の補正がありますと。国のほうから交付金として50億8,736万1,000円の交付金があると。市の単独事業として9,061万9,000円の補正をやったと。これを前年度繰越金の取崩しによって補ったということですけども、本来なら、この繰越金は次年度の予算を編成するに当たって貴重な繰越金だと私は思う。なぜ、この繰越金を使ったのか。

私としては、市のホームページもいろいろ拝見させてもうておる。その中で、各種市の事業、イベント等が中止になっております。1つの例を挙げますと、恒例の鈴鹿川の河川敷における花火大会、それから亀山納涼大会、それから文化年2020のフェスティバルというんですか。そのような事業費をこの6月議会に減額補正して、この費用に充てるべきだと私は思う。繰越金を取り崩すのは当然、まあ会計上のことですから。

だけど、このコロナ対策の費用として、各議員が今まで質問した中で、いろいろ今後もどういふふうなお金が必要になるか分かん。やはり今回計上されておる市単の事業の9,061万9,000円で収まらんときがあると。そうなるには、恐らくこの6月補正でコロナ対策費として各種イベントの事業費を減額して、そしてコロナ対策の事業費としてこの6月定例会に計上するのが本来の姿ではないかと私は思う、違いますかな。

なぜ安易な前年度繰越金の3億5,000万を活用して、そこから取り崩してこのような予算計上をされたか、その真意が分かん。当然、最終日には、この令和2年度の各種事業のイベントの減額を補正せんらん。そのお金をこの6月に、この臨時会に計上するのが本来の姿だと思うけれども、なぜそのような手段が取れんだんか。

というのは、ここに過去に開催された亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議概要、11回分の概要書があります。その中の第6回、4月8日に今後迅速な対応をすべきであるというふうなことを市長から言われておると。だから、4月8日の段階でそのような精査はできる。そのときにも、各種イベントの中止も決めてみえる。だから、その費用を市単の事業に活用すべきではないかと、そういうふうには思いますけれども、なぜそのような繰越金を簡単に取り崩して、このような状況の予算提案だったのか、その真意を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

予算編成上の考え方はいろいろあろうかと思っておりますが、これも議員ご案内のように、前年度の繰越金につきましては、当然令和2年度の当初予算にも一部計上させていただいて活用をいたしております。

また、その翌年度といえますか、本年度の様々な緊急的な事業、あるいは災害もそうでありますし、今回のような緊急的な事業に対してすぐ対応できるということで、当然そのことで今回は3億5,000万ございました前年度繰越金の一部9,000万をこの緊急対策に充てようとするものでございます。

その意味で、今少し触れられました本年度、今計画をいたしております事業、当初計画いたしておりました事業が、このような状況が長引くことによりましてなかなか事業執行ができない、こう

いう状態も生まれつつございます。これらはしっかり整理をさせていただいて、必要な事業を展開するときの財源に活用を今後もさせていただくことになろうかというふうに考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、今回の緊急対策、それから今後様々な状況も変化していこうかと思っておりますが、亀山市にとりまして必要な施策、事業を的確に対応していきたいというふうに考えておりますし、その段階では当然本年度予定分の事業の適用というの也有りますので、その対応もさせていただきたいと思っております。あわせて、国の地方創生臨時交付金の額が、この5月29日に申請をすることになっておりますので、当然これも財源の一部として、この補正予算の策定段階ではこれが全く明確ではございませんでしたが、今、限度額が出てきておりますので、こういうものも本当に賢く活用させていただいて、しっかり必要な事業を今後も展開をさせていただきたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

できましたら、私としては前年度の繰越金じゃなしに財政調整基金の取り崩しによって、このコロナ対策に対する市単独事業費にやっぱり持っていくべきであると、それが本来、財政調整基金の在り方だと私は思っております。前年度繰越金をこれに活用することはもってのほかだと私は思っております。

そこで、本題に入ってもう一つ突っ込みたいんですけれども、基本的に市民の皆さん方の手元に10万円のお金が届くのはいつなんですか。

ちなみに、北海道の村ですけれども、75歳以上のお宅へ職員が手渡しで現金を持って行ったというところもある。あるところは銀行から借り入れて、一日でも早いところ生活困窮をなくすために、資金不足をなくすために、銀行から借りて支給したというところもあります。

果たして、亀山市は今のペースで市民の方に、オンラインとか申請がありますけれども、私、ホームページを見ましたけれども、小牧市には申請用紙がありました、ホームページの中に。亀山市のホームページには、その申請用紙がない、どうなっておるのや。一体、いつ市民の人に、最後の1人の方に、最終3か月の猶予があるか分からんけれども、いつまでに、まず最初にどのような形で手に渡するのか、そのシステムをどういうふうに考えているのか。一遍日時が分かればちょっとその日時を教えてほしい。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

給付事業のスケジュールということで、午前中にもちょっとご答弁をさせていただいたところがございますが、まずマイナンバーカードを利用しましたオンラインサービスによりマイナポータルによる申請につきましては、5月11日の週から申請が開始できるように現在調整を図っておりまして、そのオンライン申請における支給開始は5月18日の週を予定しているところでございます。

郵送により申請につきましては、5月18日の週の郵送を予定しておりまして、郵送の方の

支給開始につきましては、翌5月25日の週にはお支払いできるよう現在調整を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あまりにも遅いと私は思う。

5月7日から、これもインターネットを見たんですけれども、速やかに5月7日に今日はもう議会があって、議会終了後速やかに受付業務をやると。

だから、そうすると今の体制で4月の第6回の対策会議で4月8日に迅速に対応すべきだという市長の指示があって、それなのに何をやっておったんや。対象者というのは世帯主を基本として申請すると。マイナンバーカードもあると、オンラインはそうやと。基本的に、最低でも5月中旬、15日までには体制を整えておかないかと。4月8日の第6回の会議、それから11回とこれを開いておるんですけれども、私、この資料の中を見ました。他県の事例とか、訳の分からん。これは11回目の5月6日、昨日ですか。11時40分から12時10分の30分。30分の間でこれだけの資料のことを協議したんかな。もっと肝心なこと、することがあるやろうがな。いかにこの10万円のお金を市民の方に早いところ手渡すというんだったら、やはり最低限でも限度日を5月15日までには手元に入ると、渡すという体制をなぜこの協議会でそのような協議をされなかったのか。それをちょっと聞きたい、市長。そんな指示を出せないのかな、あなたは。

このままの5月25日給付予定と、それでは遅いんじゃないかな。やはり早いところ、10万円早いところ亀山市はもらえんやろうかと。よそのところは、職員が配っておる村もあると。亀山市はなぜこんなに遅いんだ、業務が。市長がやっぱりもっと担当部局なり、人員が足らんだらもっと増やして一日でも、こんな今のスケジュールで、オンラインは11日、それから発送は18日、25日と、同時にそれはやるべきだと思う。4万九千六百何十何人かな、世帯数でいったら約2万1,600世帯や。それができやんのかな、もっと早いところ。なぜ、ここまで時間がかかるんや。

国民1人当たり10万が決まったのは確かに遅いか分からん。だけど、30万のときと10万になったときと、それは時間のずれがあるのかも分からんけれども、政府がその協議をしておる段階で、決めたところで速やかに準備しておれば、5月15日に各世帯に届くシステムはできたはず。その申請用紙もいまだにないということはどういうことなんや。それを一遍教えてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この特別定額給付金制度につきましては、お触れいただきましたように去る4月20日に閣議決定がなされました。30日に国会で予算成立ということでありまして、亀山としてはこれを受けて一日でも早く市民の皆さんにお届けができますよう、いわゆる申請から支給までの事務を迅速かつ、それから午前中もありました正確に進められるよう、この閣議決定後の24日に庁内に新型コロナウイルス感染症対策の支援プロジェクトチームを編成いたしました。

その辞令交付の際には、私からも、いわゆる国会、市議会の予算成立後に一日でも早く市民の皆様へ給付できるよう最善の努力をする、急ぎその環境整備を整えるように指示をいたしたところで

あります。

以降、そのプロジェクトチームを中心に全庁的な整備、準備を進めてきておりますが、今少し議員が触れられました全国には、いわゆる小さな市町村において早く支給される、そういうケースも承知をいたしておりますし、マイナンバーカードが活用できるような非常に先進の自治体でも早くというケースも出てきております。

しかし、ご案内のとおり、多くの自治体におきまして、この支給時期の決定を左右いたしますのは、給付に係るシステム改修の作業であります。

当初、このシステム改修と申請書等の準備が整うのに相当な時間を要して、支給が6月にずれ込む可能性がございました。

しかし、これではいかにも遅いと、そういうことからプロジェクトチームにおけます検討、調整、それからシステム事業者との協議、交渉を重ねました結果、現時点で5月18日からの週に申請書の発送、25日の週に給付できるまで時間短縮に努めてまいったところでございます。

一方で、これもありましたが、マイナンバーカードをお持ちの皆様には5月11日より、いわゆるオンラインによりまして申請ができて、より早い給付を可能といたしておりますが、非常に遺憾ではございますけれども、現在の当市の取得率が12.8%ということではございまして、全国平均を4ポイントほど下回っておるのが状況であります。

しかし、これを機に市民サービスの向上とスマート自治体への改革を進めるよう指示をいたしてきたところであります。

いずれにいたしましても、私としてはこの給付金が一日も早く、そして確実に正確に2万1,600世帯の市民の皆様のお手元にお届けができますよう、本日のこの議会の議決を頂きました後、速やかにその実行に移してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長の答弁が長いもんで、ほかのこともやりたかったけれども。

これも他の市町の制度ですけれども、市単事業については確かに議会の承認が要ると。

だけど、国の交付金は確実に来ると。だから、金融機関の窓口で個人申込みで、そして無利子、無担保で借りておいて、保証人は亀山市になると思うけれども、その給付金の支給をやっておるとい自治体もあるんですよ。

だけど、当の亀山市は議会が終わらんことには、それは準備できやんと。それで、今のスケジュールのような形になってきて、手元に渡るのはこの月末やというような状況ですよ。

だから、各自治体はいろんな、たとえ10万円の金を早いところ欲しいという方に対して、各自治体はいろんな手法で考えておるんですよ。なぜ、そういうふうなことが亀山市でできなかったのか。私はそれが情けないと言っておるんですよ。やっぱり私も、日本でPCR検査というのは検査量が少ないというのは日本政府も悪いと思っておるけれども、だけど、今回の給付金に対しては、やはりそういうふうないろんな各自治体の先進的な事例と私は言いたい。いろんな手法をやっておる自治体の手法をまねてもいいから、やっぱり早急に申請が18日で25日と、ホームページも何も、小牧市は記入例まで書いてあるんですよ。そういうふうなものを立ち上げて、早急にやっぱり

市民が申請に戸惑わんようにシステムづくりというのは考えてもらえませんか、市長、いかがかな。

もう時間がないもんで。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私どもも4月の段階では国からの市への交付金、約50億は多分5月下旬から6月になるんだろうというふうに思っておりました。したがって、他市にまねすることではないんですが、私どもも銀行借入れ、もしくは現在の私どもの持っておりますお金で対応しようというふうに考えておりました。

しかし、昨日、国のほうからは本年の5月15日に交付するというお知らせを頂きましたので、それはすることはできませんでしたが、私どももそのような思いで準備をいたしてきたところであります。

いずれにいたしましても、様々な国も地方におきましてもいろんな変化が起こっておりますので、しっかり私どもはこれに合わせて、亀山市独自の意思と手法をもって対応してまいりたいというふうに考えております。今後ともよろしく申し上げます。

それから、本日の議決後にそのシステム設計の予算も今ご審議いただいておりますので、議決後、速やかに発注をさせていただいて、さらにしっかり交渉させていただいて、できるだけ早くこれが対応できますように努力を重ねてまいります。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第27号から議案第30号までの4件に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議案となっております議案第27号から議案第30号までの4件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第29号 専決処分した事件の承認について

教育民生委員会

議案第30号 専決処分した事件の承認について

予算決算委員会

議案第27号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第28号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小坂直親君）

各委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 1時41分 休憩）

（午後 4時55分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

先ほど、所管の各常任委員会にその審査を付託しました議案第27号から議案第30号までの4件を議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第29号 専決処分した事件の承認について

承認

令和2年5月7日

総務委員会委員長 尾崎 邦洋

亀山市議会議長 小坂直親様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第30号 専決処分した事件の承認について

承認

令和2年5月7日

教育民生委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 小坂直親様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第27号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

原案可決

議案第28号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

原案可決

令和2年5月7日

予算決算委員会委員長 中崎孝彦

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

初めに、尾崎邦洋総務委員会委員長。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第29号専決処分した事件の承認については、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布されたことに伴い、同年4月1日から

施行が必要であった亀山市消防団員等公務災害補償条例の規定について、同条例の一部改正を令和2年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を改めた理由に関する質疑があり、これについては民法の一部改正が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、利率が100分の5から100分の3に引き下げられ、今後は3年ごとに見直しが行われることから、事故発生日における法定利率に改めるものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、今岡翔平教育民生委員会委員長。

○4番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第30号専決処分した事件の承認については、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった亀山市国民健康保険税条例の規定について、同条例の一部改正を令和2年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、今回の国民健康保険税の軽減対象となる世帯等の内訳について質疑があり、これについては、5割軽減が17世帯で軽減額は約92万2,000円、2割軽減が13世帯で軽減額は約23万3,000円、合わせて30世帯で軽減額は約115万5,000円になるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、中崎孝彦予算決算委員会委員長。

○7番（中崎孝彦君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案第27号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第28号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）についての2議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、一括して質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、議案第27号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、歳入の繰越金、前年度繰越金の増額補正について、前年度繰越金の残りがまだ約1億6,000万円あるのに、なぜ今回の支援に使わなかったのかとの質疑があり、これについては国・県が支援制度を拡充し、カバーできないことを市が責任を持って独自に応援していくというのが基本的な考え方である。長期化する状況の中で、できる限りの環境を整えるとの答弁でありました。

次に、歳出の民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業の増額補正について、施設入所されている方など、申請書が自宅に届き、自分では給付金の申請手続きができない方などへの対応に関する質疑があり、これについては施設入所をされている方については、住所を移されている場合は施設に届くが、様々なケースが想定されるので、お一人お一人に合わせた形で全ての方に行き渡るよう配慮させていただくとの答弁でありました。

次に、商工費、商工業振興費、消費喚起対策事業の増額補正について、亀山エール飯チャレンジ事業の対象を72店舗と見込んだ根拠について質疑があり、これについては市内約150店舗の半数を見込んだとの答弁でありました。

次に、経済全体が影響を受けている中で、飲食店をピックアップして1,800万円の支援をする理由について質疑があり、これについては特に飲食業業界への影響が大きいという中で支援の対象とさせていただいたとの答弁でありました。

次に、今回は第1弾の支援であるが、今後の支援策はどう考えているのかとの質疑があり、これについては本格的な消費喚起施策を実施していくのはもう少し事態が収束してからになると思う。市内の状況を見ながら、今後のコロナ感染症対策を考えていくとの答弁でありました。

次に、教育費、教育研究費、オンライン学習支援事業の増額補正について、小・中学校休業期間中の家庭学習のインターネット環境整備に係る給付金の対象である就学援助家庭の世帯数についての質疑があり、これについては310世帯であるとの答弁でありました。

次に、就学援助家庭を対象とした理由に関する質疑があり、これについては経済的な事情で通信環境等が整備できないことは機会の均等性から問題があると考え、就学援助を受けている家庭を対象としたとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第27号から議案第30号までの4件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第27号から議案第30号までの4件について起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合には、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、議案第27号から議案第30号までの4件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第27号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第28号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第29号 専決処分した事件の承認について

議案第30号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

以上で本臨時会の議事は全て終了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

令和2年第1回亀山市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

(午後 5時04分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年5月7日

議 長 小 坂 直 親

2 番 中 島 雅 代

11 番 鈴 木 達 夫